明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

○東北地方整備局告示第九十二号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十五年三月二十七日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十五年三月二十七日　東北地方整備局長　徳山日出男

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　七号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
大館市白沢字松原五九七番一から同市長走字長走一一八番一まで	前	一二・五メートル	四二・三メートル
	後	一二・五メートル	四二・三メートル

(四)　図面縦覧場所　東北地方整備局及び同局能代河川国道事務所

○東北地方整備局告示第九十三号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十五年三月二十七日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十五年三月二十七日　東北地方整備局長　徳山日出男

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
七号	大館市白沢字松原五九七番一から同市長走字長走一一八番一まで	東北地方整備局及び同局能代河川国道事務所

供用開始の期日　平成二十五年三月二十七日

○東北地方整備局告示第九十四号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十五年三月二十七日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十五年三月二十七日　東北地方整備局長　徳山日出男

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　六号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
いわき市内郷御厩町下能四三番一一から同市内郷御台境町鶴巻一三〇番三まで	前	二〇・〇メートル～五四・一メートル	〇・六六〇キロメートル
	後	一八・五メートル～五一・〇メートル	〇・六六〇キロメートル

(四)　図面縦覧場所　東北地方整備局及び同局磐城国道事務所

○東北地方整備局告示第九十五号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十五年三月二十七日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十五年三月二十七日　東北地方整備局長　徳山日出男

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
四十九号	いわき市内郷御厩町清水七一番一から同市内郷御台境町御台一四七番三まで	東北地方整備局及び同局磐城国道事務所

供用開始の期日　平成二十五年三月二十七日

○東北地方整備局告示第九十六号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第二項の規定により、都市計画事業の認可をしたので、同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十五年三月二十七日　東北地方整備局長　徳山日出男

一　施行者の名称　秋田県

二　都市計画事業の種類及び名称　由利本荘都市計画道路事業三・四・四号停車場栄町線

三　事業施行期間　自平成二十五年三月二十七日至平成三十二年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　秋田県由利本荘市裏尾崎町地内

使用の部分　なし

○関東地方整備局告示第百三十五号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十五年三月二十七日　関東地方整備局長　森北　佳昭

一　施行者の名称　茨城県

二　都市計画事業の種類及び名称　平成三年建設省告示第千四百八十八号水戸・勝田都市計画道路事業三・三・七十号菅谷飯田線

三　事業施行期間　自平成三年八月七日至平成二十八年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　変更なし

使用の部分　変更なし

○関東地方整備局告示第百三十六号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十五年三月二十七日　関東地方整備局長　森北　佳昭

一　施行者の名称　茨城県

二　都市計画事業の種類及び名称　平成十七年関東地方整備局告示第百三十一号水戸・勝田都市計画道路事業三・四・百九十号赤塚松が丘線

三　事業施行期間　自平成十七年三月二十五日至平成二十九年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　変更なし

使用の部分　なし

○関東地方整備局告示第百三十七号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十五年三月二十七日　関東地方整備局長　森北　佳昭

一　施行者の名称　茨城県

二　都市計画事業の種類及び名称　平成十一年建設省告示第八号水戸・勝田都市計画道路事業三・五・百号平野杉本線

三　事業施行期間　自平成十一年一月四日至平成二十九年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　変更なし

使用の部分　変更なし